

札幌市介護保険条例等の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例等の一部を改正する条例

（札幌市介護保険条例の一部改正）

第1条 札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項を18の項とする。

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第275条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

関係法令の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。